

2 - 9 社団法人青森県畜産物価格安定基金協会

(1) 法人の概要

(平成17年6月1日現在)

会 長 理 事	中谷 藤太郎	県所管部課名	農林水産部 畜産課	
設立年月日	昭和47年10月13日	出 資 金	572,710千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	農協連・農協等		194,290千円	33.9%
	青森県		160,000千円	27.9%
	(社)青森県配合飼料価格安定基金協会		120,500千円	21.0%
	市町村		97,920千円	17.1%
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤	備 考
	理 事	9名	1名	
	監 事	2名	名	
	職 員	3名	3名	
	業 務 内 容	肉用子牛生産者に対する生産者補給金の交付、肉豚生産者に対する価格差補てん金の交付等		
経営状況 (平成16年度)	当期収入 3,740,107千円	(その他参考)		
	当期支出 3,736,870千円			
	(うち事業費 668,313千円)			
	当期収支差額 3,237千円			

(2) 沿革

国の補助金制度創設を受けて、肉用に肥育するための素牛として重要性が高まっていた乳用雄子牛について、その販売価格が一定水準を下回った場合に生産農家に価格差補てん金を交付し、生産農家の経営安定を図ることを目的として、昭和47年10月に「社団法人青森県乳用雄子牛価格安定基金協会」が設立された。

その後、昭和52年には、国の制度改正を受け、乳用雄子牛を含む肉用子牛全体を対象とした「肉用子牛生産者補給金交付事業」を実施することとなり、これに伴い、名称が「社団法人青森県肉用子牛価格安定基金協会」に変更された。

昭和63年6月の日米・日豪の合意により平成3年4月から牛肉輸入数量制限が撤廃されることになったため、牛肉輸入自由化対策として「肉用牛生産安定等特別措置法」が制定され、この法律に基づく肉用子牛生産者補給金制度が平成2年4月からスタートし、制度の拡充・強化が図られた。

また、平成7年には、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意等に対応した「地域肉豚生産安定基金造成事業」の創設を受けて、「肉豚価格差補てん事業」を実施することとし、名称が「社団法人青森県畜産物価格安定基金協会」に変更された。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は、「肉用子牛生産者補給金交付事業」と「肉豚価格差補てん事業」を実施することにより、畜産物の生産及び価格の安定を図り、畜産経営の健全な発展に資している。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「社団法人青森県畜産協会（以下「畜産協会」という。）との統合については障害がいろいろ存在すると想定されるが、経営上の観点からも、利用者の視点に立ってもメリットがあると考えられるので、前向きに検討してほしい」との提言があった。

これについて、当法人からは、「統合によるメリットよりもデメリットが多く、現時点では、統合の緊急性と必要性が認められない」との回答があった。

確かに、当法人は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）及び社団法人全国肉用牛振興基金協会からの補助金等収入、契約手数料収入及び基本財産等の運用収入により、健全な経営をしており、仮に畜産協会と統合したとしても、当法人の事業に係る会計は厳格に分離する必要があり、事務処理の特殊性から人事異動が困難であるなど、メリットにつながらない点が多いことから、当法人にとってみれば、合併について緊急性と必要性が認められないとの意見も理解できないではない。

しかし、畜産振興という目的を達成する上で、当法人の行う畜産物（肉用子牛及び肉豚）の生産及び価格の安定という施策が他の畜産振興に係る施策と離れて無関係に存在するわけではなく、国、県、畜産協会等の行う諸事業と一体となって畜産振興という目的が達成されるはずである。

所管課が定めた「青森県における畜産関係団体の再編統合の基本的な考え方」においては、「今後の畜産情勢の大幅な変化に的確、かつ、柔軟に対応しうる団体として、さらに畜産農家から必要とされる畜産団体としての組織体制のあり方を各団体が相互に検討し、総合的かつ効果的な畜産振興を推進するための再編統合を積極的に推進する」とされており、当法人は、畜産協会と統合することが計画されていることから分かるように、畜産振興という全体的な観点から見た場合、当法人と畜産協会との統合には、意義があると考えられる。

したがって、当法人に対しては、「当法人にとっての統合によるメリット・デメリット」といった狭い観点からではなく、本県の畜産振興という根本の目的に立ち返って、「総合的かつ効果的な畜産振興を推進するための」畜産協会との統合について、再度、検討していただくことを望みたい。

イ 経営状況及び業務執行状況

肉用子牛生産者補給金交付事業に係る生産者補給金は、機構からの生産者補給交付金と機構、県及び生産者による生産者積立金で賄われる仕組みとなっている。

また、肉豚価格差補てん事業に係る補てん金は、生産者による積立金と機構からの補助をもって造成された地域肉豚生産安定基金により賄われる仕組みとなっている。

したがって、生産者補給金及び補てん金の交付額が大きくなったとしても、それにより当法人の経営状況が直ちに悪化するということはない。

人件費その他の一般管理費については、契約手数料収入及び基本財産等の運用収入で賄われており、これらの経費が増大すると当法人の経営状況が悪化することになるため、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「引き続き経費削減等の経営合理化に努めて欲しい」との提言があったが、平成16年度は、契約手数料収入及び基本財産等の運用収入の範囲内で支出されており、経営状況は、概ね良好である。

昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「『内部監査』の制度確立と実施・強化に早急に対応していくこと」との提言があった。

当法人の経営評価シートの「内部監査の実施状況」では、監事による監査と機構による調査指導が記載されているが、内部監査とは、「経営者の指揮の下に法人組織内部に属する職員等

が担当業務以外を相互に監査し合い、これをもって法人内部の不正や不規則を自ら発見し、また、未然に防ぐという役割」を担うものであり、監事による監査と機構による調査指導は、内部監査に当たらないので、内部監査規程を制定し、内部監査を実施して欲しい。

(4) 当法人に対する提言

点検評価結果を踏まえ、当法人が将来にわたって畜産物の生産及び価格の安定を図り、畜産経営の健全な発展に資するという役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

ア 畜産協会との統合に向けた検討

本県における総合的かつ効果的な畜産振興を推進するため、社団法人青森県畜産協会との統合に向けた検討を開始すること。

イ 内部監査の制度確立と実施・強化

「内部監査」の制度確立と実施・強化に早急に対応していくこと。

最後に、本県の総合的かつ効果的な畜産振興を推進するため、より効果的かつ効率的な運営が可能となる統合後の組織のあり方を所管課とともに検討し、それを目指して取り組んで欲しい。

